

要望事項（優先順位 1）

岩倉長谷町，長源寺西側斜面への急斜地崩壊防止工事の実施について

要 旨

岩倉北学区地域は，平成 27 年 7 月 3 日に土砂災害防止法に基づき区域指定が行われました。

岩倉北学区自治連合会は，現在自治会館を所有していません。学区内の様々な会合などは，長源寺で行い，また，今日まで近隣住民の方の避難場所でもありましたが，今回の区域指定に伴い，避難場所から外すこととなりました。

学区住民の思いとして，今後，長源寺の改築を行い，（現在檀家に寄付金の募集中）さらに，この場所に自治会館を建設して学区民の一次避難場所の指定も受けたいと考えています。

ぜひ岩倉北学区の現状を御理解賜り，京都府及び京都市との密なる連携のもと一日も早く急傾斜地崩壊防止工事の実施をお願いいたします。

なお，長源寺は，国指定の重要文化財，阿弥陀如来像を所持していますが，当寺は，古く，また湿気も多いことから管理に適していないため，国立博物館に仮安置されています。

当寺を改築した際には，国（文科省）京都府の補助のもと安置施設を設置するため，国，京都府の担当者による当寺への視察も済んでいます。

回 答

（京都府）

当該箇所は，土砂災害防止法における特別警戒区域に指定されております。

区域指定されている箇所は市内でも約 2500 箇所あり，対策工の実施には，コストと時間がかかることから，京都府では，危険度や要配慮者施設の有無，地元の要望など総合的に判断して，京都市の関係部局とも調整しながら，優先順位を決めて事業化することとしております。

（左京区役所）

本件につきましては，平成 29 年 1 月 23 日，区役所において要望書をお受けし，同年 2 月 7 日に左京土木事務所とともに現地を確認しました。また，同年 3 月 22 日には，防災危機管理室へも同行し，地元の要望を直接お伝えしたところです。今後も，引き続き，関係機関と連携を密にし，協議をしてまいりたいと考えております。